

真のタクスペイヤーをめざす

UENO



NO.486



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

第35回 法人会全国大会 鳥取大会

【と き】平成30年10月11日(木)
【ところ】とりぎん文化会館

「第35回法人会全国大会」が平成30年10月11日(木)、鳥取県鳥取市にて開催されました。会場のとりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館)には、全国の法人会より約1,600名が参加し、当会からは会長・副会長が参加致しました。

第1部の記念講演では、株式会社大山どり 代表取締役である島原道範氏による「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」をテーマとした講演が開催されました。島原氏は経営難に陥った会社の営業譲渡を受けて立て直しをはかり、業績回復と、若手の人材を多く育てているということで成功し、就職応募者が多い企業へと変貌させました。とても興味深いお話で、聴講者は島原氏の講演に熱心に耳を傾けていました。



第2部の式典では、国税庁長官及び鳥取県知事等からの来賓挨拶に続き、法人会の各活動における優績法人会への表彰が執り行われました。また、平成31年度の税制改正に関する提言の報告や租税教育の事例発表などもあり、内容の濃い式典でした。



▲(左から) 高橋局長、石本副会長、森重副会長、長澤会長、佐藤副会長、金海副会長

第3部では、会場を移し懇親会が開催され、全国各地の法人会との間で和やかな交流の時間をもちました。また、会場となったとりぎん文化会館の敷地内には物産展が開かれ、地元の名産品が展示即売され、全国大会ならではの雰囲気醸し出していました。

委員会報告

第1回組織委員会

【と き】平成30年9月12日(水) 11:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

組織委員会(上村委員長)が開催されました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合われました。



▲上村委員長



社会貢献委員会

【と き】平成30年8月28日(火)
【ところ】台東区社会福祉協議会

「平成30年7月豪雨災害(西日本豪雨災害)」へ支援金を寄贈

社会貢献委員会では、「平成30年7月豪雨災害(西日本豪雨災害)」への支援として、理事会にて台東区社会福祉協議会に対し寄付金を拠出することについての承認を得て、金海担当副会長と長岡委員長が代表し寄贈を行ってきました。



▲(左から) 金海副会長、長岡委員長、上野事務局長

広報委員会

【と き】平成30年4月28日(土)
【ところ】真言宗智山派西蔵院

四代目「御行の松」植樹記念式典

広報委員会(木村委員長)発行、当会広報誌「UENO」第483号「広報委員の興味しんしん」のコーナーで、竹田雅之広報委員の江戸ルネサンス「初代御行の松の復活を目指して」が掲載されました。最後に書かれていた、4月28日の、四代目「御行の松」披露式典の様子です。



<写真提供 御行の松不動講>



支部・地区だより

竹町支部

竹町支部

【親子バスハイク】(麻生支部長)



平成30年9月30日(日)成田ゆめ牧場
ジャム作り、牧場内散策、アスレチック等を楽しみました。



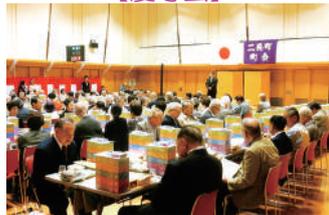
二長町地区(麻生地区長)

【納涼まつり】



平成30年8月25日(土)台東1-36-3
大勢の方が参加し、模擬店やゲーム等を楽しんでいました。

【慶寿会】



平成30年10月6日(土)台東一丁目区民館
御長寿をお迎えの方々をお祝いし、演芸等を楽しみました。

入谷支部

仲入谷地区(込山地区長)

【金魚すくい大会】



平成30年8月19日(日)入谷1-10-4~7
毎年恒例の金魚すくい大会が盛大に行われました。

【秋のレクリエーション】



平成30年9月9日(日)山梨県リニア見学センター
参加者はリニア見学センターが初めてで勉強になりました。

入谷地区

【夏季レクリエーション】(作山地区長)



平成30年8月19日(日)歌舞伎座町会内の方々と歌舞伎鑑賞で親睦を図ることが出来ました。

入谷中央地区

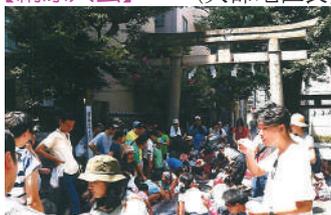
【レクリエーション】(服部地区長)



平成30年10月7日(日)栃木県益子方面蔵の街散策、笠間稲荷神社参拝等、楽しい一日でした。

本入谷地区

【納涼大会】(矢部地区長)



平成30年8月26日(日)小野崎神社境内
どじょう掴み、ゲーム、模擬店等で皆さん楽しんでいました。

金杉支部

金杉二丁目地区

【第65回金杉二丁目会運動会】(新井地区長)



平成30年10月7日(日)金曾木小学校校庭
幼児から大人まで多くの方が参加し、大変盛り上がりました。

竜泉中部地区(山田地区長)

【こども夏祭り】



平成30年8月25日(土)一葉記念公園
どじょう掴み、すいか割り、ゲーム等を楽しんでいました。

【秋のレクリエーション】



平成30年10月7日(日)東京湾
青い海を見ながら美味しい食事とゲームで大変盛り上がりました。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【ファミリーレクリエーション】



平成30年8月19日(日)群馬サファリパーク他
子供達は動物を間近で見ることができ、とても楽しんでいました。

【大運動会】



平成30年10月14日(日)旧下谷小学校
参加者は楽しく、熱心に競技に参加していました。

東上野一丁目地区

【バスツアー】(岩井地区長)



平成30年10月7日(日)小湊温泉
濃溝の滝を見学し、温泉に入り美味しい食事をいただきました。

東上野宮元地区

【ふるさと祭り】(矢口地区長)



平成30年8月18日(土)下谷神社境内及び参道
絶好のお祭り日和で大勢の方が参加し、大変盛り上がりました。

上野支部

上野支部

【区民レクリエーション大会】(土肥支部長)



平成30年9月26日(水)茨城県かすみがうら市他
なし狩り体験、酒蔵での見学、試飲等を楽しみました。

東上野神吉地区

【敬老祭】(桑原地区長)



平成30年9月15日(土)神吉会館
女性部手作りのお赤飯やカラオケ等の余興を楽しみました。

仲御徒町中地区

【敬老食事会】(関地区長)



平成30年9月12日(水)上野精養軒3153店
民生委員の方に健康・長生きについてお話いただきました。

上車坂町地区

【レクリエーション】(川崎地区長)



平成30年9月29日(土)富士山方面アサヒビール工場見学・昼食後、富士山五合目に行きました。

みなさんの会社では、どんな社内コミュニケーションを取っていますか。

社内には、他愛のないおしゃべりから経営会議まで、様々なレベルのコミュニケーションがあります。

今回は、その中でも利益を生み続けるためのコミュニケーションとして、すぐに取り組むことができる手法をご紹介します。

1 利益を生み続ける現場を作る

顧客満足を提供し、利益を生み続けることは、企業としての最も重要な取り組みです。

しかし、日々刻々と変化する社会環境の中で、利益を生み続けることは、必ずしも容易なことではありません。利益の生み方の公式は、いろいろな本に書かれています。

しかし、それはあくまで公式であって、現場では様々な要素が関係して思い通りには進みません。

お客様へのお声掛けの仕方一つで結果が変わるなどということも、珍しくありません。

自社の利益の出し方は、実際に自社でやってみないと分からないことであり、それができるのは社内の人だけなのです。

部門としての営業利益や現場レベルで限界利益（または粗利益）を生むための工夫と仮説検証ができる社員が増えることが重要になります。

2 社員を成長させる3つの原則

工夫と仮説検証ができる社員を育てるには、3つの原則があります。

【原則1】

多様な人とのやりとりができる環境をつくる。

社外の交流会やセミナー等で業種業態の異なる人と交流する機会を作ることです。

その際、他社がどうやって稼いでいるのか、どうやって売っているのか、何を売っているのか、なぜそんなものを売っているのかを聞き出すように促しましょう。

それを通して、様々な工夫の種を仕入れることができます。

とくに、これから会社を担う中核である管理職の人たちに、できるだけ多くの業種業態の方と交流できる機会を増やして下さい。

費用をかけなくても、ちょっとした勉強会への参加を促したり、地元の経営者の会合と一緒に参加させたりするだけでも、ずいぶん違います。

よその会社の経営者の話を聞くことで、どんどん工夫の種が増えていきます。

【原則2】

少し難しい仕事を与える。

社内の改善プロジェクトや、テストマーケティングなど、すでに持っている知識やスキルでは対応しきれない、少し難しい仕事に取り組ませます。

やったことがない仕事に対して、「こうすればうまくいくのではないか」という仮説を立てて、ひとつずつ試

しながら改善するというプロセスを経験することで、現場で工夫する能力を高め、将来、新規事業を生み出すときに必要な仮説検証の力を鍛えます。

【原則3】

すばやく効果的な「ふりかえり」を繰り返す。

社内で行われている業務に対してそれぞれの社員が、「何をやったか、どんな結果になったか、それは自分や自社にとってどんな意味があるか、次に何をするか」を日々ふりかえり、お互いにコメントやアドバイスを交換します。

これによって、様々な工夫の精度が上がり、より利益を生み出しやすい職場になっていきます。

これが全社に及ぶと、社員の行動にばらつきがなくなり、お客様の満足と利益に貢献するものに集約されていきます。

3 社員が知恵を出す「ふりかえり」の技術

「ふりかえり」の機会としては、日報や、会議、面談等様々な形があります。

どの形式であっても、「ふりかえり」では、上司が部下に対して、その人自身が考えを深めるような「問い」を発することが重要です。そのために、大きく3つの段階をたどります。

第一段階は、事実関係の確認です。

「具体的にどういうことなのか」、「誰が言ったのか」、「いくらか」、「具体的に何が起こったのか」といった事実ベースでのやり取りをします。

第二段階は、その事実に対して、「あなたはどうか感じているのか」、「どういう意味があると思っているか」と、解釈を問うことです。

例えば、お客様からクレームを頂いたなら、なぜクレームに繋がり、お客様は何を望んでいるのか、考える必要があるでしょう。

その解釈が適切なものになるように、上司は支援をしていきます。

第三段階は、事実と解釈を踏まえて、「どうしたいのか」、「どうすればできると考えているのか」を問う応用の段階です。

部下が自分自身で、より良い行動をとるための仮説を立てられるように促します。事実関係を確認し、それをどう解釈しているのか、ではどうするのか。

この3つを何回も繰り返し、表現を変えて問いかけることで、部下の置かれた状況を上司も部下自身もはっきり把握できますし、それに対して次にどういう手を打てばよいのか、部下が考える機会になります。

ここで上司が答えを出して部下に示していると、いつまでも部下は育ちません。

部下が素っ頓狂なことを言っても、「そうか、他に考えられることはないか」と、問いを重ねて、部下が自分で答えを見つけられるように、仕向けていきます。

具体的にどういう話だったのか、何が起こったのかという「事実」確認。

その事実、どのような意味があるのかという「解釈」。

その解釈をふまえてどうするのかという「応用」。

この3段階を意識した問いを繰り返すことで、部下は自分の中で自分に問いを立てるようになり、やがて上司の手を借りなくても、適切な「ふりかえり」ができるようになります。

4 利益につながる日報と面談

多くの企業で活用されている日報や面談も、部下の成長を促進するための「ふりかえり」に主眼を置くと、少し方法が変わります。

日報については、書くべき内容として、①その日の出来事と、②それに対する気づきや解釈、③それらを踏まえた翌日の計画の3つが必要になります。

最低限、この3つが記載されていれば、質の高い「ふりかえり」は可能です。

部下が提出した日報に対して、上司は、まず事

実関係を確認し、問題があれば指摘します。

次に、部下の気づきや解釈に対して、「一番言いたいことはなにか」、「本当か」、「どうしてそう言えるのか」といった問いを投げ掛け、部下のふりかえりを深めます。これらを繰り返すことで、社内に「事実ベースの報告とそれをもとにした工夫改善」ができる環境が整います。

面談も、同様に少し方法を変えるだけで、部下の成長をより促進することができます。

例えば、進捗管理の面談は、仮説を立てる訓練でもあります。

成果目標を達成するための仮説、それに基づいた行動目標と行動計画を立てて実践し、その結果を確認するものです。

そのための進捗管理の面談では、最初に「行動目標は達成したか」を確認します。

行動目標が達成できていない場合、行動の妨げになった要因を列挙し、対応をその場で考えます。

その際、部下の口から「言い訳」が出てきても、それら全てに対して「次に同じ状況になったら、どうすれば対処できるか」を考えさせるのが、効果的です。

行動目標が達成できていて、想定通りの成果につながっていない場合は、仮説を見直す必要があります。

行動目標・成果目標ともに達成している場合は、しっかり励まして、引き続き支援をしましょう。

数ヶ月に一度の定期面談では、部下に、「仕事の中で一番壁だと感じた出来事は何か、どうやってその壁を乗り越えたのか」「お客様から言われたことで、一番言葉で残っているものは何か。それはどんな状況だったか」といったことを事前にまとめてもらいます。

面談の場では、それらの事柄に対して、「それはどういう意味があったのか」「一番の学びはどんなことだったのか」と、解釈を加えていきます。これによって、部下の学びが促進されます。

部下の学びを促進し、利益を生み続ける現場を作るための「ふりかえり」は、日報や面談だけでなく、ちょっとした立ち話の中でもできます。

どんな場面でも上司は、事実、解釈、応用を意識した問いを発するよう心がけてみてください。

社員一人ひとりが、自分でこの問いを意識できるようになったとき、みなさんの会社は、激しい環境変化の中でも利益を生み続ける会社になっていることでしょう。

利益を生み続ける企業であるためのコミュニケーションを日々意識されますように。

部会報告

役員会

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、役員会が開催されました。

【源泉部会】(川俣源泉部会長)

[と き] 平成30年8月23日(木) 17:00~
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階

【青年部会】(志賀青年部会長)

[と き] 平成30年8月23日(木) 16:00~
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階

【女性部会】(中立女性部会長)

[と き] 平成30年8月23日(木) 16:30~
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

第2回 役員・実務担当者会議



第3回 役員会



第2回 幹事会



三部会(源泉・青年・女性) 役員合同意見交換会

[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階サロン

各役員会終了後、東京上野税務署と三部会の役員の方々との合同意見交換会を開催しました。部会間の親睦・情報交換等、活発に行われていました。



源泉部会

第3回研修会

「消費税の軽減税率について・源泉徴収事務の基礎」

[と き] 平成30年9月6日(木) 13:30~
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階
[講 師] 東京上野税務署
・法人課税第一部門
小堀博司 上席国税調査官
・法人課税第二部門
平部祐子 上席国税調査官



▲小堀上席



▲平部上席



青年部会

東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

ボウリング大会



[と き] 平成30年10月10日(水) 18:30~
[と ころ] 東京ドームボウリングセンター

東京上野税務署と上野法人会青年部会の懇親ボウリング大会を開催致しました。両チーム16名ずつ参加いただき、32名の2ゲームスクラッチで対戦しました。村山署長の始球式から始まり、各レーンともストライク、スペアが出るたびに拍手喝采、大変に盛り上がり楽しい大会になりました。団体戦の結果は、3,895点対3,845点の50点差で東京上野税務署が勝利となりました。

<文:八巻青年副部会長、写真:須賀青年副部会長>



上野法人会 女性部会
管外研修会

ミレーの美術館と ぶどう園で楽しむ秋の山梨

平成30年
9月5日(水)

女性部会(中立部会長)では、9月5日に24名の参加者で山梨県へ管外研修会に行ってきました。前日までの台風の影響が心配でしたが、幸い好天に恵まれ上野を出発しました。昨年好評の久保田園でぶどうの買物。以前、皆様に大変評判の高かったレストラン「ゼルコバ」にて、ワインのお酢をベースにしたお料理を美味しくいただきました。

山梨県立美術館では、学芸員の方に、ミレーの部屋の絵を一つ一つ丁寧に説明していただきました。とても見ごたえのある絵画に説明が加わり、皆様とても熱心に見学していました。



<女性部会 正副会長会議>

「税に関する絵はがきコンクール」選考会 実施

【と き】平成30年9月28日(金)13:30~

【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

女性部会(中立部会長)では、台東区立小学校9校より「税に関する絵はがきコンクール」にご応募頂いた556作品の選考会を厳正におこないました。



上野優申会

第2回役員会

【と き】平成30年8月9日(木)13:30~

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

上野優申会(馬目会長)では、8月9日に、東京上野税務署異動後に顔合わせを兼ね、役員会を開催しました。平成30年度下期事業を主な議題として検討しました。



今は、第3次A Iブームと言われ、メディアに取り上げられない日が無いほど、賑わいを見せています。

かつてのブームとの大きな違いは、インターネット網が張り巡らされ、コンピュータの高速化、クラウドサービスやスマートフォン等のデバイスの普及と相まって、社会生活や仕事面において、実装されてきたことです。

特に、以前であれば、A Iは職業を奪うなどと言われておりましたが、将来人口の減少による人手不足が深刻になりつつある我が国においては、もはや導入検討が必要不可欠な状況にあります。

そこで現在、社会生活やビジネス面において、A Iがどのように活用され始めているのかを事例として取り上げていきます。

まずは、身の回りで既に活用されていることについて述べ、その後、産業界での活用について記します。

手元にあるA I スマートフォン音声認識

今では誰しものがいつでも、どこでも利用しているスマートフォン。このスマートフォンには、既にi p h o n eであれば「s i r i」、A n d r o i dであれば「OK G o o g l e」と、音声認識A Iが組み込まれています。

それぞれ、立ち上げた後に、アラーム時刻のセットや、行きたい場所の地図表示等の指示を音声で入力すると、アシスタントとしてそれぞれ実行することができます。

多くの方が様々なリクエストを投げ掛けることにより、A Iが学習して、更に精度の高い回答を返してくるようになります。

また、最近では、無味乾燥な回答だけではなく、冗談を理解して、ウィットにとんだ返答を返してくることもあります。

一家に一台 A Iスピーカー

スマートフォンのA Iに次いで、今後普及していくと思われるのがA Iスピーカー、またはスマートスピーカーと呼ばれるA Iアシスタントです。

スマートフォンのA Iに次いで、今後普及していくと思われるのがA Iスピーカー、またはスマ

ートスピーカーと呼ばれるA Iアシスタントです。

スマートフォンのA Iで実現したアラームセットや音声による質問に対する回答はもちろんのこと、今後発売されていくI o T (I n t e r n e t o f T h i n g s) 搭載のテレビ、照明器具、エアコンなどの家電製品を音声によりコントロールすることが可能です。

従来は、リモコンの操作により、テレビの電源のO N ・ O F F、チャンネルの選択やエアコンのO N ・ O F F、温度調整なども音声により、操作・調整が可能となります。

外出先から帰ってきて、電気やテレビ、エアコンを手動で行っていたことが、まるでアシスタントがいるように、全て音声による指示により行え、電話、メール等の発信、インターネットでの商品注文さえ行えることから、家庭内の生活環境が大きく変えていくものとして注目されています。

チャットボット

S N Sなどの普及により、インターネット上でリアルタイムに相手とのコミュニケーションが取れるようになりました。既に事例として挙げたスマートフォンの音声認識A IやA Iスピーカー同様に、S N S上でも問い掛けに対して返答するA Iがあります。

例としてL i n eなどは、よく使われるS N Sの代表格ですが、このL i n e上でもM i c r o s o f tが提供しているA I女子高生「りんな」などが有名です。

普段の会話の通り話かけると、即座に女子高生らしい口調で返答が返ってきます。A Iは24時間365日休むことをしませんので、いつのタイミングでもコミュニケーションが可能です。チャットボットは、ビジネスにおいても導入が進められておりますので、後程説明します。

自分の顔が証明証 画像認識

今まで、音声、テキスト入力を認識するA Iの例を挙げてきましたが、近ごろ注目されている顔や物を認識する画像認識について事例を挙げます。

最近のスマートフォンのカメラの精度は高く、デジタルカメラと遜色のないクオリティーで撮影することができます。

スマートフォンのロックを解除する際には、通常あらかじめ設定した暗証番号を入力する必要がありますが、自分の顔を認識してロックを解除するAI機能を活用した製品も発売され始めました。

このように暗証番号を覚えておく手間が減り、今後も更に進化を遂げていくことでしょう。

今まで述べてきた通り、スマートフォン等のパーソナルな機器を使用した場面では、既に音声、テキスト、画像よるAIが活用されてきています。

ここからは、ビジネスや社会インフラとして、どのようにAIが活用されてきているかを述べていきます。

AIの精度を高めるためには、ビッグデータと呼ばれているテキスト、音声、画像等を主体とした、あらゆるデータを蓄積して分析することが必要となります。

そのためには、人間の目や耳にあたるセンサーとインターネットに接続されたIoT (Internet of Things) と呼ばれる仕組みが取り入れられています。

レジ清算

焼きたてのパンは美味しくいつも人気を博していますが、最近では購入する複数のパンをトレイに乗せてレジに進み、画像認識が組み込まれた台の上に置くだけで、商品の種類と値段が表示され、従来スタッフがひとつひとつを確認しながら、POSに入力していた手間が省け、以前と比較して会計を終えるまで10分の1の時間で済ませられるようになったと言われています。

そのため、お客様を待たせる時間も短くなり、経験の浅いスタッフでも迷うことなく、レジ業務をこなせるようになると、お客様とお店にとってもメリットがある仕組みです。

コールセンター

顧客満足度を上げるため、商品・サービスを購入検討する際や購入後のフォローとして、問い合わせ先となるコールセンターの業務があります。

コールセンターは通常、オペレーターによる対応が一般的ですが、この分野でもAIの導入が進められています。

ユーザーや購入検討をされている方からの問い合わせに対して、商品知識や経験、マニュアルにより応答していましたが、AIの活用により、該当する状況に合わせて、推測される回答をオペレーターのディスプレイに表示してサポートを行い、今までの購買履歴により、次にお勧めする商品やサービスの候補を挙げるといったことが行われています。

さらに、最近ではホームページからの問い合わせ

せに対して、先に挙げたチャットボットにより、通常Q&Aに掲載していたことに加えて、更に細かい内容について即座に返答する仕組みが取り入れられ始めています。

金融

金融業界は、フィンテック等次世代の金融にインパクトを与える話題が取り沙汰されていますが、今後更にICTをフルに活用して、業務の効率化を進めている業界でもあります。

融資を行う際には、与信に関する審査に時間と手間を掛けていましたが、最近ではAIを活用して、事務処理を効率的に行う取り組みがされてきています。

その他、クレジットカードの不正利用の検知等、急を要する業務への導入も進められています。

また、顧客に対して取り扱う様々な商品の内、適切なものを勧めるためのサポート役としての活用も活用されています。

医療

人生100年と言われる時代になり、益々健康で長生きするために、医療の現場でもAIの導入が進められています。

従来では、診断の難しいレアな病気の発見やその対処に対して、AIを活用して、多くの臨床データや論文を学習させ、MRI等の最新の医療機器との連携により、早期に解決策を見出し、治療を行うことが始められています。

医療と関連して、今後負担が増す保険料を抑えるためにも、日常の食生活や運動等の健康管理に関する情報も取り入れながら、病気にならない体づくりの分野や、万が一の時に備えて加入する保険の選定や保険料の算定にも取り入れられています。

ま・と・め

今まで実例を挙げた他にも、AIは既に様々な分野において実証実験段階から、実際に導入され始めています。現在は第4次産業革命と呼ばれている通り、AIやIoTの活用により産業分野、社会生活に多くの利便性とインパクトを与えています。

第3次産業革命と言われた1980年代、パソコンが普及したことにより、生産効率が格段に上がり、その後、インターネットの出現により、人々の生活もより便利なものへと変化してきました。

今後もこの時代のうねりを止めることはできません。それであるならば、自社や普段の生活の中に、積極的に取り入れていくことが得策でしょう。

広報委員の興味しんしん

異常気象による災害多発！

水害から身を守る

広報委員長：木村雄二

今年の夏は台風が連続して発生・上陸し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。東京も台風24号の通過により、鉄道の運休や公園の樹木が倒れるなどの大きな被害をもたらされました。今後、大風や大雨による災害を受ける恐れはますます高まると予想されます。少し前になりますが、2000年9月に東海地方を襲った台風14号は、名古屋市内に2日間で567ミリの雨を降らせ、大きな水害のもととなりました。この雨量を参考として、台東区では「水害ハザードマップ」を作成しています。このハザードマップの見方、注意点を台東区危機管理室に取材しました。

● 内水氾濫

ハザードマップは表と裏に2種類の地図が掲載されています。その一つは東海豪雨相当の雨が降り、河川や下水道等で処理しきれずに水がたまる災害です。地域によっては2メートル程水に浸かる恐れがあり注意が必要です。避難所は小中学校など区内各地に設置されます。

● 荒川氾濫

もう一つは荒川が氾濫した場合です。台東区での河川の氾濫＝隅田川と思いがちですが、より危険度が高いのは荒川です。荒川流域で想定しうる最大規模の豪雨が降った場合には荒川が氾濫する恐れがあります。河川はどこかの堤防が切れるかは分かりませんが、北区付近で荒川の南側が氾濫した場合を想定してハザードマップがつけられています。この場合堤防決壊から3～6時間で台東区に到達する可能性があり、区内の広い地域で2～5メートルの深さで浸水する恐れがあります。もしこのような状況になった時の東京の被害は甚大で、地下鉄を含む地下空間は殆どが水没してしまいます。たまった水が引くのにも相当時間がかかると予想され、低地では高い建物に避難しても孤立してしまう恐れが十分あります。場合によっては2週間以上水も食料も手に入らなくなるでしょう。したがって台東区内での避難場所は、高台にある上野公園と谷中墓地に限られます。

災害が起きた時はご自身の判断により避難行動を起こさなければなりません。水害ハザードマップで今いる場所の水没の可能性や、避難経路を確認してください。

「水害ハザードマップ」は既に台東区内の各家庭に配られています。内容が変更されることがありますので、最新版を台東区のホームページで確認してください。

水害 Q&A

隅田川が氾濫する恐れはないのでしょうか？

隅田川の水量は赤羽にある岩淵水門でコントロールされていて、氾濫が起きないように対策がとられています。周辺の他の河川より危険度が低いと考えられます。

何を持って避難すればよいのですか？

地震の時と同じ物で良いのですが、避難が長期間になる恐れがあり、水と食料品は多めに用意してください。

台東区の水害の歴史

台東区内はかつては度々水害に見舞われました。昭和5年の荒川放水路完成により、水害の頻度は低下しましたが楽観は禁物です。その後の地下水のくみ上げで地盤沈下がおきていますので、ひとたび河川の氾濫が起これるとその被害は当時の比ではありません。なお、昭和33年の狩野川台風が上陸したときには猛烈な雨が降り、区内の広範囲で浸水の被害を受けています。



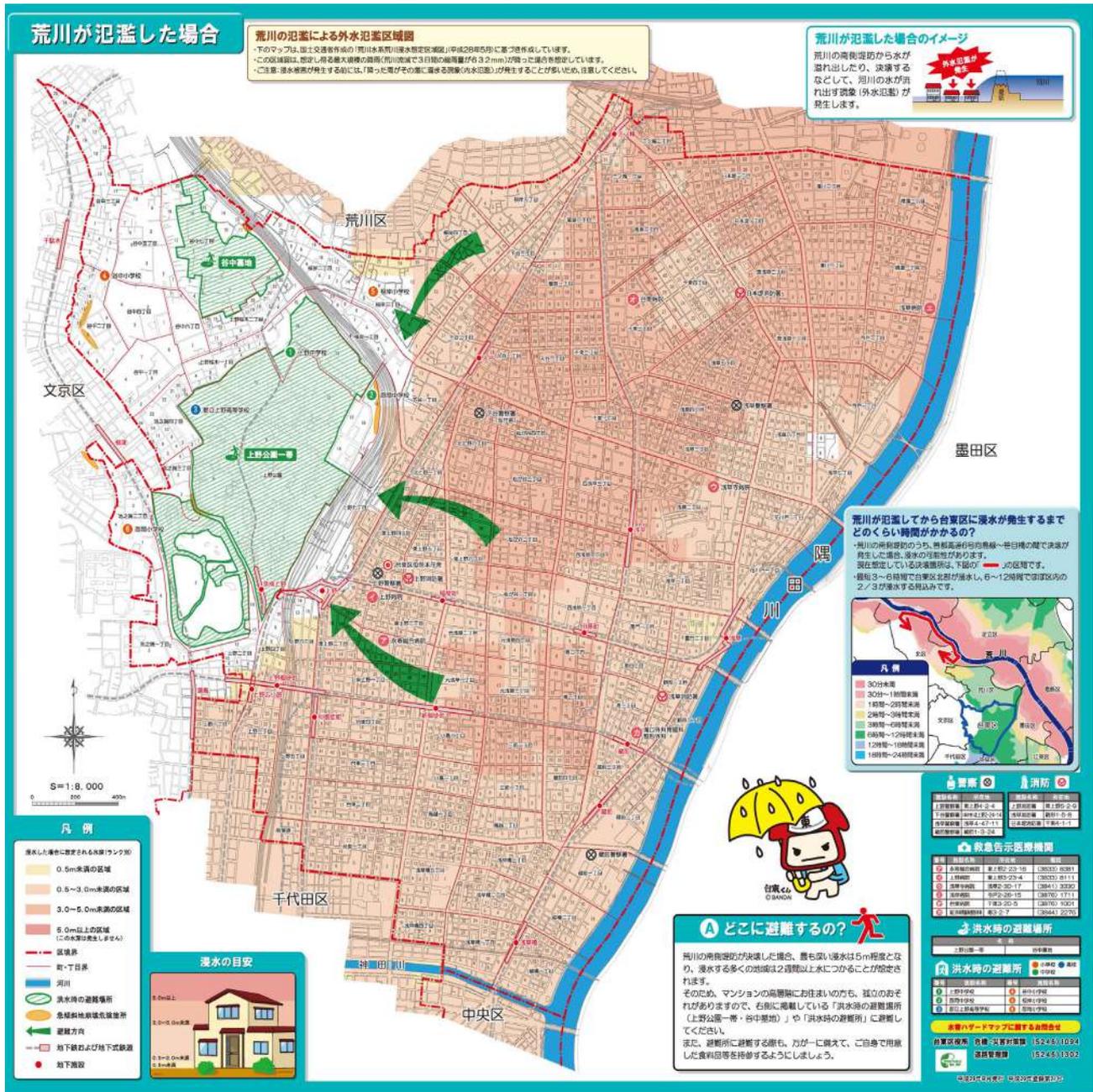
「明治43年8月都下希有の大洪水 下谷廣徳寺前道路の浸水」(現在の台東区役所付近)資料提供:台東区立下町風俗資料館

もしも荒川が氾濫したら

- ビル内に留まらずに、上野公園・谷中墓地などの高台に避難する
 - 高台であっても停電の恐れがあるのでエレベータは使わない
 - 決壊箇所により3時間程度で水が到達する場合があるので避難は迅速に行う
- 台東区の半分以上は2メートル以上～5メートル未満の浸水地域です
上記は2018年現在、台東区が推奨する避難方法です

荒川が氾濫した場合の予想浸水地域図と避難場所

黄色～赤で塗られたところが浸水予想地域です



「台東区水害ハザードマップ」より一部転載しました。詳しくは台東区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/bosai/kozui-hazardmap.html>

問い合わせ先 台東区役所 危機管理室 危機・災害対策課 TEL 03-5246-1092

税務署からのお知らせ

大法人（内国法人のうち、事業年度開始の時に資本金の額等が1億円超等）の**e-Tax義務化**（2020年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間））とともに**次のような環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。**

1. 提出情報等のスリム化

◎ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金（未収入金）や買掛金（未払金・未払費用）など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目（14科目）を対象に、上位100件のみを記載する方法（記載省略基準の柔軟化）
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目（7科目）を対象に、支店・事業所別に記載する方法（記載単位の柔軟化）

※ ①②のほか、一部の記載項目（「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など）を削除するなどの簡素化を行います。

◎ イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。

2. データ形式の柔軟化

◎ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします（国税庁から標準フォームを提供（財務諸表については勘定科目コードを公表））。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。

3. 提出方法の拡充

◎ e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍（約5,000枚）、添付書類は約5倍（約100枚）に拡大します。

◎ 添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

4. 提出先の一元化

◎ 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

◎ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書等を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。

5. 認証手続の簡便化

◎ 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

大法人の電子申告の義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとされており、平成30年4月からは、以下の点が変更されています。

- 土地の取用証明書等の申告書への添付を省略できます。
- イメージデータ(PDF形式)として送信された添付書類について紙原本の保存を不要とします。
- 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、代表者のみの記名押印制度に変更されます。
- 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

上記以外の施策も、大法人の電子申告の義務化開始までの期間に順次、実施していく予定です。実施状況等は、e-Taxホームページで公開します。

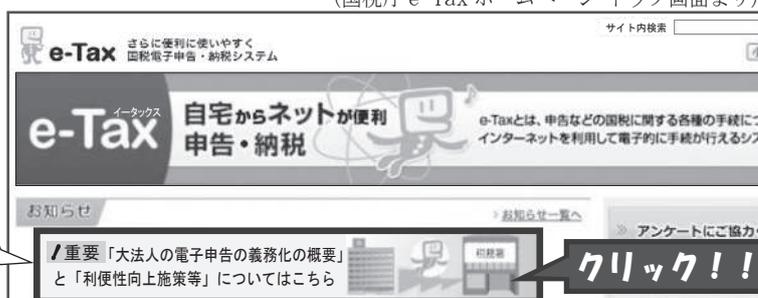
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

(国税庁 e-Tax ホームページ トップ画面より)

《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧（施策別）
- ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
- ・電子申告の義務化についてよくある質問 など



表紙 《四代目「御行の松」披露式典》 写真提供 御行の松不動産

■平成30年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijyoo.or.jp/>



法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で
企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約80万社が加入する経営者の団体です。

税の Opiniオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。

「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

ご入会を
お待ちしております！



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。

税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。



法人会

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。